

第8回教育委員会（定例）議事録

1 開 会

令和4年11月21日（月） 14時00分

2 場 所

市役所第2庁舎3階 2-301.302 会議室

3 会議に出席した委員

教育長 丹後 政俊

委 員 西田 正志

委 員 垣内 敬造

委 員 山本 恭子

委 員 鈴木 友美

4 会議に出席した職員

学校教育部長 西羅 忠和

こども未来部長 稲山 悟

社会教育部長 小林 康弘

学校教育次長 岸田 幸雄

こども未来次長兼保育教育課長 西嶋 睦美

教育総務課長 中野 悟

学校教育課長 浅田 智広

学 事 課 長 山本 毅

教育研究所長 大野 圭一

東部学校給食センター所長 石田 哲也

西部学校給食センター所長 齋藤 昭

子育て企画課長 竹見 朋子

社会教育課長 谷掛 昭二

文化財課長 村上 由樹

中央図書館長 小島 理三

田園交響ホール館長 酒井 直隆

総 務 課 長 河南 剛

中央公民館長 大路 和浩

教育総務課係長 田中 真紀子

5 議事日程及び議案

別紙の通り

6 開会宣言

14時05分

7 会 期

（自）令和4年11月21日

（至）令和4年11月21日 1日間

8 会議録署名委員名簿

鈴木 友美 委員

9 閉 会

15時50分

<p>丹後教育長 全委員 丹後教育長</p>	<p>日程第 1、令和 4 年度第 7 回会議録の報告、承認について意見等はないか。 異議なし。 全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>日程第 2、会議録署名委員は 4 番鈴木委員とする。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>日程第 3、会期は令和 4 年 11 月 21 日、本日 1 日間とする。</p>
<p>丹後教育長</p>	<p>議案に入る前に、前回 10 月 24 日に開催しました第 7 回定例教育委員会において、教育委員さんからのご質問に回答しましたことについて、追加報告があるので、その内容について説明をする。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>先ほど承認いただいた会議録の 4 頁をお開き願う。上から 4 行目「報告 4 令和 4 年度 9、10 月小・中・特別支援学校定例校長会について」のなか、「学校勤務時間外における電話音声メッセージの導入について」、西田委員からのご質問、「時間外の緊急時対応については最終的にどうなったのか」の回答として、「緊急時の連絡については、医療機関、消防・救急、警察等への連絡としている」と回答したところである。緊急時対応について、その後追加があったので学校教育課から報告する。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>前回の 10 月 24 日定例教育委員会において、学校勤務時間外における電話音声メッセージについて、11 月 1 日から導入すること、学校に電話がつかない時間の緊急時等の対応について報告をさせていただいた。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>その後、一部学校に電話がつかない時間の連絡相談窓口を追加したので報告する。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>緊急時の連絡体制については、台風や警報発令時等の災害時や学校行事、生徒指導等において、学校へ電話連絡が想定される場合などは、音声メッセージの運用を臨機応変に柔軟に対応すること、その周知を図るとしたうえで、1、児童生徒の生命や安全に関わる重大な事故や災害に遭う等の緊急を要する事態の場合の連絡等は、医療機関、消防・救急、警察等への連絡とすること。2、相談体制として、ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全>相談 24 時間ホットラインとしている、と報告をした。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>その後の追加内容は、音声メッセージの導入にあたって、導入当初や緊急時の適切かつ丁寧な対応がさらに必要であるという理由から、</p>
<p>岸田次長</p>	<p>3、緊急時の連絡相談窓口として、「丹波篠山市役所の宿日直の直通電話」を追加した。宿日直に入電され、学校に関わる緊急対応が必要な場合には、学校教育課につながる体制を追加した。</p>
<p>岸田次長</p>	<p>追加内容は、10 月 28 日付けで学校及び保護者に、文書にて改めて周知をしたところである。教育委員会での報告が後日になったこととお詫びし、以上報告とする。</p>
<p>西田委員</p>	<p>この件については、10 月定例教育委員会だけではなく、それ以前から緊急連絡体制の不十分さを指摘をしてきた。定例教育委員会での発言は重みのあ</p>

	<p>るものだと思ってやっている。今後は真摯な回答や対応をお願いする。大切にしたいのは教育委員会の独立性の問題である。宿直室対応というのも理解はするが、教育委員会内で考えるのであればその対応が適切とは思わない。本来学校教職員の時間外勤務を命令できるのは学校長だけであるので、そこはうまく連携できるようにしてほしい。私もまた今後の様子を尋ねていくようにする。</p>
丹後教育長	<p>この度の対応について反省し謝罪する。定例教育委員会は月1回開催であり、そこでいただく意見については丁寧に対応し、真摯に努力をして実現していくことが必要だと改めて痛感している。これからも気を引き締め、これまでの議論を踏まえて対応していくのでご理解をお願いする。</p>
丹後教育長	<p>日程第4、議案に移る。議案第12号、「令和4年度12月補正予算案を市長に提案することについて」に入る前に、議事の進行上、先に、報告事項の報告6「子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）及びひょうご放課後プラン推進事業補助金の返還について」を、子育て企画課に説明を求める。</p>
竹見課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
垣内委員	<p>返還は残念ではあるが、丹波篠山市の対応は間違っていなかったと思う。主張していることもよくわかる。懸念するのは、限られたリソースの中で放課後児童健全育成事業に取り組んでいくには、民間協力を得ずにはすすめていけない。その運営には公的な投資は必要である。民間の方や民間に準じた方の苦労があるかということも鑑み国県にご理解をいただきたい。開所計算方法については国県から十分周知していただき、その他事務局経費について助けていただくよう、市から国県にこれからもお願いをしていただきたい。</p>
竹見課長	<p>今回の件では、1年半にわたり国県に働きかけてきた。今後も、国の制度設計について子育てにやさしくあってほしい旨、引き続き国県に働きかけていく。</p>
丹後教育長	<p>日程第4、議案に戻る。 議案第12号「令和4年度12月補正予算案を市長に提案することについて」教育総務課説明を求める。</p>
中野課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
山本委員	<p>学校給食センター管理費で電気代が東西で大きく異なる理由について説明を求める</p>
齋藤所長	<p>電気代の差は空調設備の関係である。西部学校給食センターは東部よりも空調設備が多く電気の使用量も多くなり、その点で特に電気代の差が生じた。</p>

山本委員	たかしろ保育園費のごみ処理手数料とはどのようなものか。また、他園はこの費用についてどのようにしているのか。
西嶋次長	園で不要になった教材等を清掃センターに持ち込む際の処分手数料である。他園でも同様にゴミ処理手数料はある。たかしろ保育園のみ今回精査により減額補正要求をする。
西田委員	学校園で電気代・ガス代の増の増額は致し方ないものであるが、使用量を昨年度比較からみて事務局はどのように考えているのか。今後冬季に向けて空調暖房により更に電気代増が予想される。学校の普通教室・特別教室での空調設備の使用について、室温維持の使用マニュアル等、各学校で厳正に守られているのだろうか。
岸田次長	空調の使い方がどこまで徹底できているのか十分に把握できていない部分はあるが、公共料金について、11月定例校長会で、現時点の試算で、小・中・特別支援学校合計で、約1,000万円を超える電気代等の不足が見込まれることを伝えた。原因は、燃油価格高騰とともに、特に7、8、9月の学校の使用量が対前年度の1.5倍に増えていることを伝えた。そのうえで、コロナ対策による換気しながらのエアコン使用等は仕方がないが、職員室での集中管理を再度徹底し、コスト意識を持って使用するようにと周知したところである。
西田委員	使用量が対前年度1.5倍増は適切な使用によるものなのか。学校教職員にも予算という意識を十分に持ってほしい。コスト意識はなおざりになりやすい部分でもあるので、事務局からの指導も引き続きしてほしい。
垣内委員	東部学校給食センター管理費と西部学校給食センター管理費の電気代の差額についての説明を聞いた。空調代との説明であったが、差額が大きすぎるので再度説明を求める。
齋藤所長	まず、東西学校給食センターの建物の構造上の違いで、西部学校給食センターは細かく仕切られて部屋数が多いので、各部屋に付帯する空調設備が多いため、電気代も多くなっている。 それから、当初予算編成時点の積算根拠と契約後の実情の差が、東西学校給食センターで異なることによるものである。
垣内委員	どちらの学校給食センターも高圧電力契約なのか。
齋藤所長	高圧電力契約である。
丹後教育長	議案第12号「令和4年度12月補正予算案を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第12号の「令和4年度12月補正予算案を市長に提案することについて」を原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第13号の「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」子育て企画課説明を求める。

竹見課長	《議案書に基づき説明》
山本委員	<p>特定非営利活動法人城南ライフサポートの撤退は残念ではあるが、令和 5 年度から民間サービス水準を市が頑張り維持していくことはありがたい。</p> <p>今後、民営でどこかに委託できるよう、市として取り組む予定なのか。</p>
竹見課長	<p>城南児童クラブは民間からまず市が運営することになる。民間サービスをそのまま、期間は未定であるがしばらく市で引き継ぎ、運営体制を整えてから、また民間への委託も視野に置いて考えていきたい。</p>
鈴木委員	<p>他児童クラブでは早朝利用や延長利用サービスはないが、これは今までから城南児童クラブのみのサービスであるのか。</p>
竹見課長	<p>城南児童クラブでは、民設民営の運営であった。公設ではなく独自サービスを取り入れ運営されている。今回市で運営することになった際、保護者の不安は大きなものであったと感じており、その不安を解消するということ、それから城南で今まで築き上げた体制を引き継ぐということで合議をした。</p>
稲山部長	<p>総括報告をする。まず 10 月 3 日に、今後の運営、特に事務面と資金面の二つをについて相談があった。事務局としては、ライフサポートを残したかたちで委託をするという話もしたが、事務的負担が多いということであった。設立当初は多くの方が関わってきたが今は人材も減った。それでも指導員が代表理事を務めたりして、運営内容は設立当初と同等を維持しているので、多くの事務をしながら運営もするということが負担が大きいということであった。運営は本当に難しいので理事会で協議をしたいということであった。</p> <p>10 月 7 日に城南ライフサポート理事会が開催され、解散というかたちをとられた。</p> <p>10 月 13 日、理事会決定内容の報告を受け、今後の運営について市長も交えて協議をしてきたところである。11 月から次年度入所申込み始まるこの時期、保護者には不安があるということから、保護者不安を取り除くこと、運営についての混乱を取り除くということから、これまでのサービス水準をそのまま市に引き継ぐと話をした。</p> <p>10 月 28 日に保護者説明会があり、解散経緯については城南ライフサポートから説明され、こども未来部職員も同席し、今後の運営についてサービスを引き継ぐ方向で進めていきたいので安心してほしいと説明した。</p> <p>この時期に運営が変わるというのは保護者の不安が非常に大きい。不安を少しでも取り除くということから、令和 5 年度は市直営が最もスムーズである、サービスは継続するのが最も良いと判断し、今回条例改正をするものである。既に児童クラブ申込が始まっており、現在は城南児童クラブと市役所窓口の両方で入所受付をしている。</p>
垣内委員	<p>早朝利用と延長利用の実績はどれくらいか。</p>
竹見課長	<p>令和 3 年度及び今年度実績でみると、早朝利用はない。延長利用は 2、3 名程度で、時間も 18:40 から 18:45 くらいまでと聞いている。</p>

垣内委員	保護者説明会で早朝利用と延長利用の説明をされ、それでもサービス継続はありがたいという意見が出たのか。
竹見課長	全て今までと形態は変わらないのかという質問をいただいたので、そのままサービスを引き継ぐと返答した。
西田委員	城南地区の児童は、かつては富山児童クラブを利用していた。そのなかで地域の方が自分たちで子どもたちを預かろうと NPO 法人を先進的取組として立ち上げられた。理事数も当初の 6 人から現在 3 人に減って、保育もしながら理事もしなければいけない状況になっている。城南の子どもたちのためになんとかこの体制を維持できないのかと、今回のこの結論に達せられたと思う。今後、市が直営で児童クラブを継続するというので、人的な面でもスタッフが変わらないということをお願いしたい。
竹見課長	現在の城南ライフサポートで働いておられる職員全員が残っていただけることを確認しており、そのまま令和 5 年 4 月 1 日から丹波篠山市会計年度任用職員として任用する予定である。
稲山部長	地域の皆様にも関わる問題であることから、10 月 28 日の保護者説明会に先立ち、スポーツクラブ 21 城南、城南まちづくり協議会、城南地区自治会長会には、こういう状況になるということそれぞれの代表の方にお話しはさせていただき、ご理解をいただいている。
丹後教育長	議案第 13 号の「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 13 号の「丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」を原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 14 号の「令和 5 年度公立学校教職員人事異動方針について」学校教育課説明を求める。
浅田課長	《議案書に基づき説明》
山本委員	<p>ニュースによると、特にコロナで教員の精神疾患がとて増え、業務が多かったり、ストレスで長期療養の方が対前年度で 7.6 ポイント増えているということである。教職員が働きやすい、風通しのよい職場になるような人事をお願いしたい。</p> <p>議案書 5 頁、Ⅱ-1 管理職の欄に、「積極的に若手管理職の登用を図る」、「女性管理職の登用を進める」と記載があるが、働きやすい環境づくりが大事で、特に若手となると子育て中であつたり、色々家庭の事情があると思う</p>

浅田課長	<p>ので、管理職を目指したくても目指せない事情もあるのではと思う。</p> <p>冒頭には、学校勤務時間外における電話音声メッセージについて、手厚いシステムの報告を受けた。もちろん保護者としては、安心できる取組をしていただいていることをありがたく思う。しかし、管理職の方にとってはどうなのかと考えると、24時間体制での対応となると、若手管理職や女性管理職に負担にならないのか。その管理職が体調不良になると逆に学校経営も大変になり、子どもたちにとって良い方向に向かわないのではないかと心配に思う。</p> <p>今はワークライフバランスが求められており、仕事だけではなく、家庭・プライベートとの両立をしていくことについて、業務改善を通して進めているところである。もちろん、仕事量が減ってもハラスメントが横行するような職場であってはならない。心の業務改善、居心地の良い職場環境づくりを努めていかなければならないということも考えたうえで人事異動をすすめていきたい。</p>
垣内委員	<p>議案書5頁、Ⅱ-2(1)に、「再任用・定年引上げも視野に入れ」の文言を加えたとの説明があったが、再任用・定年引き上げの方は管理職につくこともできるのか。</p>
浅田課長	<p>定年引上げの実施は来年度から実施される。管理職の定年引上げの場合は、現時点では原則、管理職につくことはないと思われる。</p>
垣内委員	<p>若手の人材育成という意味では、若手管理職の登用は積極的に進めていただいたらと考える。人材不足の中で経験豊富な方は頼りになるので、経験者をご活躍いただく場も大事だと思うし、管理職にも留まっていたら、若手職員の育成にも関わっていただきたい。</p>
浅田課長	<p>学校教職員も世代交代が進んでいる現状がある。退職された方に引き続き活躍いただけるよう配慮したい。</p>
西田委員	<p>参考資料7頁の、兵庫県教育委員会「公立学校教職員人事異動方針」のⅡ[市町立学校]には、「県教育委員会は、市町組合教育委員会とともに、管理職が安定的に確保できるよう、地域の実情に応じて、市町間の連携や再任用の活用を含めた登用等を進めること」とあるが、これは今年度からこの文言が追加されたのか。</p> <p>また、丹波篠山市教育委員会「人事異動方針(案)」の管理職のところにはこの文言は入っていないが、どういう意図なのか。</p>
浅田課長	<p>まず、兵庫県教育委員会「人事異動方針」については、令和3、4年度は同記述がある。本市教育委員会「人事異動方針(案)」には市町間の連携については記載していないが、全く連携しないということではない。</p>
西田委員	<p>「再任用の活用」についてはどうか。</p>
浅田課長	<p>現時点では、管理職としての再任用は考えていない。</p>
西田委員	<p>最終的には県が決定することであるので、市でどうこういうことではないが、その件について県から何か説明があったのか。</p> <p>大都市では、再任用の管理職もいる。丹波篠山市としてどう考えているの</p>

丹後教育長	<p>か回答できる範囲で願います。</p> <p>再任用の活用は念頭にはある。今回方針に示しているのは定年の延長で、例えば 61 歳まで定年が延長され、一旦 60 歳で管理職定年をするという方針である。再任用は定年後のことで、再任用で経験を活かしたいという思いはある。本市は今のところまだ管理職をしたいと待機している人材もあるので、その人材の意欲も大切にしていきたい。再任用の校長・教頭は状況により考えていく。</p>
西田委員	<p>今年度の教頭受験者数を聞くと、人数も減って厳しい状況だと思う。若手登用と再任用ということの両方を大事にし、やむを得ない時再任用管理職も必要になると思うのでまた考えていただきたい。意欲十分で定年を迎える管理職もあると思うので総合的に配慮いただきたい。</p>
岸田次長	<p>管理職で退職され、退職後に教諭として再任用をしている方もいるが、管理職としての再任用という予定は今のところない。</p>
丹後教育長	<p>この件については、国県方針や趣旨も踏まえながら、今までの経験を活かしてもらえそうな方法を考えたい。</p>
山本委員	<p>議案書 5 頁、I-2「人材育成及び計画的な交流の推進」の内容を教えてください。</p> <p>また、女性管理職の割合を教えてください。</p>
浅田課長	<p>計画的な交流の推進は、本市は特別支援学校もあるので、将来を見据えたうえで、数年間特別支援学校で学んでから管理職を目指すこともでき、校種間交流も含めたうえで計画的と捉えている。</p> <p>女性管理職の割合は、小・中・特別支援学校合わせて、校長が 4 人、教頭が 3 人で、合計 40 人中 7 人で、17.5%が女性管理職である。</p>
丹後教育長	<p>議案第 14 号「令和 5 年度公立学校教職員人事異動方針について」採決をする。異議はないか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
丹後教育長	<p>全員賛成で、議案第 14 号「令和 5 年度公立学校教職員人事異動方針について」原案どおり可決する。</p>
丹後教育長	<p>日程第 5、協議事項に移る。協議事項第 4 号「学校水泳における市施設活用モデル事業の実施について」学校教育課説明を求める。</p>
浅田課長	<p>《議案書に基づき説明》</p>
西田委員	<p>古市小学校の小プールと大プールの浄化槽はつながっているのか。</p>
山本課長	<p>濾過器が小プールと大プールは別になっているので、小プールのみ開設することができる。</p>
西田委員	<p>それなら今後は小プールのみ水質管理をしていくことになるのか。</p>
山本課長	<p>令和 5 年度はその予定である。もしくは別に子どもが入るような大きなプ</p>

西田委員	<p>ールの購入を考えている。現時点では小プールを使用する考えである。</p> <p>将来的に丹波篠山市の学校施設プールをどのようにしていくのか考えていかなければいけないが、方向性はある程度はあるのか。</p>
浅田課長	<p>まずは、このモデル事業を実施したうえで、どのようにしていくのかを決定しなければいけないと考えている。大山小学校・古市小学校以外にも施設が老朽化した学校もいくつかあるので、それらの学校について検討していくことは十分考えられる。</p>
西田委員	<p>コロナウイルスの影響で、ここ数年夏季休業中のプール開放はできていないと思うが、夏休みのプール代替措置を考えるのか。</p>
浅田課長	<p>また、このモデル事業について保護者はどのように考えているのか。</p> <p>今年度、1校を除いて夏休みのプールは実施できていない。しかし令和5年度はコロナが収まりプールも通常に戻ると考えた場合に、他の小学校においてプールを使用できる状況とみた時、大山小学校・古市小学校の代替措置は必要であると考え、西紀運動公園3回分のチケットを配布する。</p>
丹後教育長	<p>保護者への説明は、決定後3月、4月頃に各学校長を通じて説明をしていく。また事務局からの説明も必要であれば行う。</p> <p>学校水泳における市施設活用モデル事業は、他自治体も同様の課題があり、公共プールの使用、2校で1プールの使用等の例も聞かせてもらった。今後の課題であると思っている。このモデル事業を十分に検証して次に繋げていきたいと考える。</p>
西田委員	<p>議案書7頁、1趣旨は、今の書き方は子どものためにこれをするという書きぶりではないように思う。子どもには水泳授業は必要であるということを書くべきかと思う。</p>
浅田課長	<p>再考し、次回定例教育委員会に提出する。</p>
丹後教育長	<p>日程第6、報告事項に移る。報告1「寄附採納について」教育総務課報告を求める。</p>
田中係長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告2「後援名義の承認について」教育総務課報告を求める。</p>
田中係長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告3「小中学校児童生徒の問題行動等について」学校教育課報告を求める。</p>
浅田課長	<p>《議案書に基づき報告》</p>
丹後教育長	<p>報告4「令和4年度11月小・中・特別支援学校定例校長会について」学校</p>

	教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	4 報告・連絡事項の (3)「学校生活における食物アレルギー等調査票」について、(4)「特別(除去)給食における除去食材に係る変更について」の説明を求める。
山本課長	(3)は、「学校生活における食物アレルギー等調査票」の様式を、1年生から中学3年生まで一貫して使う様式へ変更した。また調査票の文言が一致していない箇所があったので、文言整理をしたということを校長会で報告した。
石田所長	(4)について、「学校給食における特別(除去)給食の申請に係る質疑応答集」を校長会に提出し、「学校給食では使用しない食材はあるか」の欄に、変更箇所を赤字で示した。当初、学校給食で使用しない食材は、「そば」のみであったが、「加えて、キウイ、すもも(プラム)、アボカド、いくら、タラコ、ピーナッツ、種実類(ナッツ類)(ただし、栗・アーモンド・ココナッツ・カカオ・ごまを除く)。」を記載した。この出ない食材を明確にすることで、これら食材の除去給食申請の必要がなくなるのでその旨の報告をした。
西田委員	確認であるが、アレルゲンとなる食材でも給食に出ないものを例示したということか。
石田所長	そのとおりである。
西田委員	(4)も(5)も、命に関わる部分もあるので、変更した様式等を提出して説明すれば説明もしやすいものである。校長会の報告は全体的に丁寧な説明を求める。
西羅部長	今回の資料不足についてお詫びする。情報の提供・共有について十分留意する。
丹後教育長	報告5「民間施設(フリースクール)に関する施設調査結果について」学校教育課報告を求める。
浅田課長	《議案書に基づき報告》
垣内委員	議案書18頁、「4 認定に係る付帯事項」として、(2)「丹波篠山市教育委員会の「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の認定基準に沿って(略)」ということなので、特定非営利活動法人 丹のたねさんも、運営方針として不登校児童生徒を支援するという方針があるということを確認したのか。
浅田課長	不登校児童生徒の支援について確認している。ただしこの施設については、不登校ではない児童生徒も他市から通っている状況もある。

丹後教育長	報告 7「第 18 回丹波篠山市展について」社会教育課報告を求める。
谷掛課長	《議案書に基づき報告》
山本委員	<p>市展を鑑賞し、ひとつひとつの作品が本当に素晴らしく感動した。市外の方から出展された作品も多く、その中には丹波篠山の美しい情景・建物が描かれていたり、この市展への作品出展がきっかけで丹波篠山市を訪れる方もおられるのではと嬉しい気持ちで鑑賞した。</p> <p>教育長ブログでも今回の市展について、沢山の写真とわかりやすく様子が書かれており、それだけでも十分広告になり市展を身近に感じてもらえるのではないかと思う。</p> <p>市展自体、高いレベルの作品ばかりで高尚な印象で、一部の方々のためのものという印象を個人的には受けている。市内にも色んな作品を制作されている方は多いと思うが、市展出展につながっていないのではないか。市内出展者を増やすためにも SNS などで作品を発信するなど検討できるようであればお願いしたい。</p>
谷掛課長	今後市民の皆さんに広く知っていただくような方策を検討する。
丹後教育長	報告 8「丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」文化財課報告を求める。
村上課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	<p>報告 9「教育長報告」について報告する。</p> <p>コロナ禍ではあるが、土日も含めて全国会議、近畿会議の出席も多く、色々な知見を得させていただいている。</p> <p>11 月は校長会での教育長資料の配付はしていないが、11 月 7 日の定例校長会での挨拶は、10 月 22 日の兵庫県立三田西陵高校創立 30 周年記念に退職校長として出席し、そこでの武田鉄矢氏講演会の内容を校長に伝えた。私はいつも校長に、色々なことについて、国・県・市方針も踏まえて自分自身で考えてほしいということを伝えているが、武田氏によると「日本は小さな資源の小国であり、日本が世界で残るには生き抜いていく力が必要である。そのためには、何でも食べて、どこでも寝て、誰とでも友達になれる、そういう力が必要である」と。つまり、「逞しく生きること」を言われていると思うが、武田氏が言われたこともひとつの考え方で、各々が自分自身で子どもたちに必要な力、大事にしたいポイントを明確にしながら子どもたちに伝えることが大切だと思っており、参考として情報提供をした。</p>
丹後教育長	<p>以上で、本日の審議は全て終了する。</p> <p>これをもって、第 8 回定例教育委員会を終了する。</p>